（保安規定）

第八十七条　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3～5　［略］

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［略］

一・二　［略］

三　発電用原子炉設置者が、安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき又は当該安全機器等若しくは当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　火災により安全機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五～十四　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保安規定）

第八十七条　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項若しくは第二項の評価の結果又は第三項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3～5　［略］

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［略］

一・二　［略］

三　発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が研開炉技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が研開炉技術基準規則第五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四　火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

五～十四　［略］

告示

○政治資金適正化委員会告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五一四五	二八、一〇、一一	川口　和典
五一四六	二八、一〇、一一	矢部　康夫

○政治資金適正化委員会告示第七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三〇七	千葉　登	二八、一〇、一一	本人からの申請
一四七八	福田健太郎	二八、一〇、一一	本人からの申請
四七三〇	佐久間玄任	二八、一〇、一一	本人からの申請

○法務省告示第五百六十八号

山梨県大月市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年十一月二日

法務大臣　金田　勝年

山梨県北都留郡猿橋町猿橋四百五十九番地

知見源次郎

○法務省告示第五百六十九号

山口県美祢市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十八年十一月二日

法務大臣　金田　勝年

山口縣美禰郡大嶺町大字大嶺東分千五十番地

西山傳之助

○法務省告示第五百七十号

静岡県伊豆の国市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十八年十二月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、伊豆の国市役所又は静岡地方法務局沼津支局に照会すること。

平成二十八年十一月二日

法務大臣　金田　勝年

静岡県田方郡大仁町大仁三百九十一番地の一

水口　榮

○外務省告示第四百二十八号

平成二十八年十月二十一日にバマコで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億三千万円

3　署名者

日本側　黒木大輔在マリ大使

マリ側　アブドゥライ・ジョップ外務・国際協力・アフリカ統合大臣

平成二十八年十一月二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千二百十六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年十一月二日

農林水産大臣　山本　有二